

令和3年7月8日（木）
令和3年度第1回始良・伊佐保健医療圏
地域医療構想調整会議
＜資料3＞

【報告事項3】 地域医療構想調整会議の進め方について

＜地域医療構想の進め方について＞

1 （国通知）「地域医療構想の進め方について」の主な内容

平成 30 年 2 月 7 日付け医政地発 0207 第 1 号 厚生労働省医政局地域医療計画課長通知・・・資料 3－②

地域医療構想調整会議の協議事項

1. 公立・公的医療機関等の 2025 年に向けた具体的対応方針（2025 プラン）
… 構想区域において担うべき役割，医療機能ごとの病床数など
2. その他の医療機関の 2025 年に向けた具体的対応方針
… 同上
3. 過剰な病床機能に転換しようとする医療機関
… 転換する理由
4. 病床が全て稼働していない病棟を有する医療機関
… 稼働していない理由，今後の運用見通し
5. 病床が全て稼働していない病棟を再稼働しようとする医療機関
… 再稼働の必要性
6. 新たに病床を整備する予定の医療機関（開設，増床）
… 病床の整備計画と必要病床数との関係性など
7. 開設者を変更する医療機関（個人間の継承を含む）
… 構想区域で今後担う役割や機能

2 県地域医療構想調整会議で了承された今後の協議の方向性

平成 30 年度第 1 回鹿児島県地域医療構想調整会議 H31. 1. 31 ……資料 3－③

各構想区域の調整会議においては，以下の点に留意しつつ，個々の医療機関の役割を協議していくこととする。

- (1) 療養病床の転換促進
介護療養病床若しくは医療療養病床で経過措置の適用を届け出ている医療機関については，他の慢性期を担う医療機関よりも優先的に協議
- (2) 非稼働病棟に関する協議
- (3) 定量的基準の導入・・・資料 3－④

3 始良・伊佐地域保健医療圏における取り決め

(1) 平成 29 年度第 2 回調整会議（H29. 11. 30）、平成 30 年度第 1 回調整会議（H30. 7. 17）以下については事前に調整会議において承認を得ることとする。

- 1. 病床数 200 床以上の病院の移転・開設（200 床未満の医療機関は議長が必要と認めた場合に承認の対象）
- 2. 県が何らかの指定をしている政策医療を担う医療機関の移転・開設
- 3. 特定診療所の病床設置
- 4. 増床（休棟の再稼働を含む）
- 5. 過剰病床（急性期及び慢性期病床）への病床機能の転換

(2) 令和 2 年 2 月 7 日付け調整会議議長等から病院・有床診療所管理者への依頼文
増床及び過剰病床（急性期及び慢性期機能）へ転換する場合の手続き

- 1. 事前に各地区の医師会事務局又は地域振興局へ所定の様式で連絡
- 2. 計画書を作成。始良地区及び伊佐市医師会の地域医療連携部門会で説明し合意を得た上で調整会議において承認を得る。

4 今後の対応

- ・ 当保健医療圏における取り決めのほか、国の通知や県調整会議で了承された方向性を踏まえて協議を進めていく必要がある。
- ・ 開設者の変更も協議事項であることを含め、今後、改めて各医療機関に周知を図る。
- ・ 併せて、令和 3 年度病床機能報告について、定量的基準に沿って報告をされるよう各医療機関に周知を図る。